

環境配慮型建築材料表示方法

公益財団法人日本住宅・木材技術センター

環境配慮型建築材料登録規程（HW-環境型 001-2023）（以下「規程」という。）第7条の規定に基づく表示の方法について、次のとおり定めるものである。

1 表示事項

- (1) ロゴマーク
- (2) 登録番号

2 表示の様式

ロゴマークの様式は次の2種類とし、色彩や色番号の規定はないものとする。

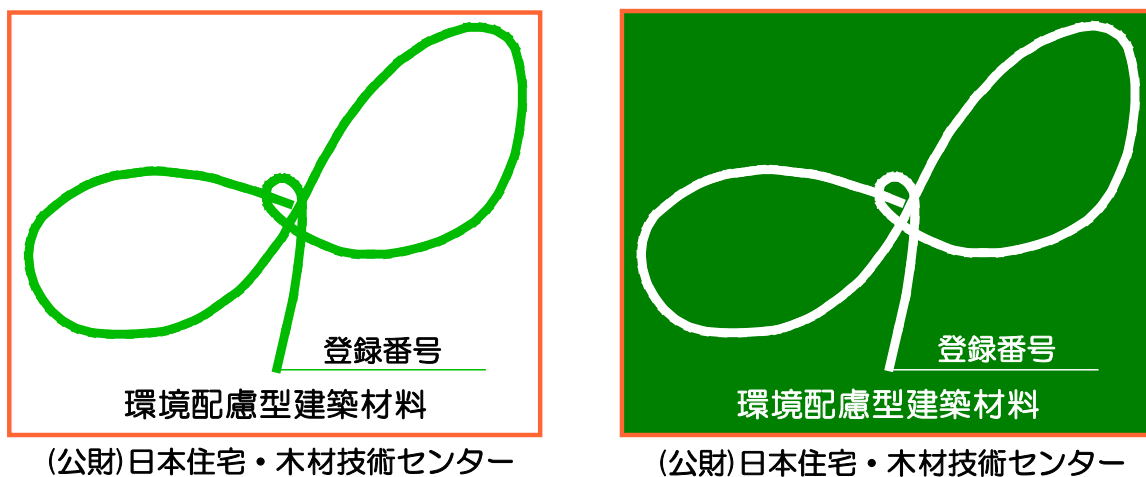


図 登録のロゴマーク及び登録番号の表示の例

3 表示の方法

ロゴマークや登録番号を表示する場合は、登録品や梱包箱等に見やすい箇所に表示をするものとする。

4 表示様式等の報告

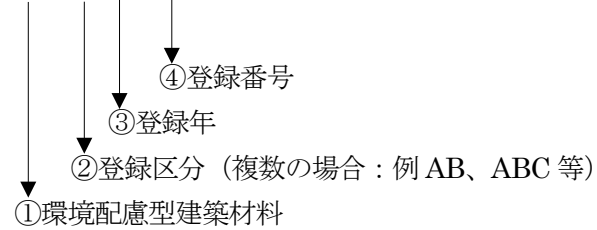
申請者は、登録申請添付資料においてあらかじめ表示の様式及び表示の方法について、センターに報告するものとする。

5 登録番号の記載方法

登録番号は、下表に示す記号及び番号で記載するものとする。

区分	記号・番号
①環境配慮型建築材料	環境型
②登録区分	A 環境負荷物質を使わない建築材料 B 室内環境を改善するための建築材料 C その他、環境配慮型として認められる建築材料
③登録年	西暦の下二桁
④登録番号	0001～ (②登録区分によらず連番)

登録番号の記載例 環境型 A-23-0001



付則

この規格は、令和5年9月1日から施行する。

制定 令和5年7月1日 住木認発第90号